

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、富津市長から、平成22年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成26年11月20日

富津市監査委員 高橋 聖

富津市監査委員 平野 明彦

【措置事項】

○ 平成22年度財政援助団体等監査

監査結果	措置状況	対象部局
<p>天羽老人憩の家について</p> <p>利用料金の徴収に当たっては、領収書及びその控えに通し番号を付し、領収書控えと利用料金が符合するよう改善されたい。 また、仕様書に基づく所要の簿冊を施設に備え、利用状況等の記載に脱漏のないよう留意されたい。</p>	<p>当該年度より改善し、適正に業務を実施しました。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>社会福祉協議会補助金等について</p> <p>職員台帳の人事記録に記載漏れがあるので、速やかな整備を図られたい。</p>	<p>指摘のあった職員台帳の記載漏れを整備し、改善しました。</p>	<p>社会福祉協議会</p>